

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

行田市および行田市農業委員会では、次のとおり、農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募を受け付けます。

農業委員

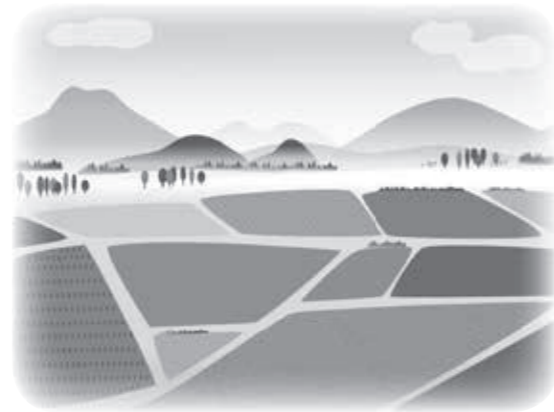
- ▶**委員定数** 13人
- ▶**要件** 農地に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化などの推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。
- ▶**主な業務内容**
 - ・法令に基づく毎月の総会審査
 - ・最適化推進の指針の作成、市長などへの意見書の提出
 - ・農地利用最適化業務(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)のための活動
 - ・農地中間管理機構との連携
 - ・農地パトロール
 - ・農業振興業務(農業者年金、全国農業新聞の普及)
- ▶**報酬** 月額36,000円

農地利用最適化推進委員

- ▶**委員定数** 20人(担当区域ごとに1人ずつ。詳細は市ホームページをご覧ください)
- ▶**要件** 農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域において、担い手農家への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの調整を行うことができる方。
- ▶**主な業務内容**
 - ・担当地域の審査案件の現地調査
 - ・最適化推進の指針の作成に対して意見を述べる
 - ・農地利用最適化業務(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)のための現場活動
 - ・農地中間管理機構との連携
 - ・農地パトロール
 - ・農業振興業務(農業者年金、全国農業新聞の普及)
- ▶**報酬** 月額35,000円

いずれの委員も

- ▶**任期** 令和2年7月20日～令和5年7月19日
- ▶**委員になれない方**
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方。
- ▶**募集期間** 2月27日(木)～3月25日(木)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶**推薦・応募の方法** 適任と思われる方を、本人の同意を得て3人以上か団体代表者名で推薦、または自らの応募により、農業委員会事務局で配布している書類(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、持参してください。
- ▶**選考方法** 推薦または応募の理由、経歴、年齢、地域などを考慮し審査します。
- ▶**その他**
 - ・農業委員は、過半数が認定農業者であることや、農業者以外の方で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上含めなければなりません。また、農業委員の年齢、性別などに著しい偏りが生じないように配慮します。
 - ・農業委員および農地利用最適化推進委員の身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。
 - ・いずれの委員も、同時に推薦・応募できますが、兼職はできません。
- ▶**問い合わせ** 農業委員会事務局(内線392)



あなたも行田市の登録手話通訳者になりませんか

聴覚・音声または言語機能に障害のある方に対して、手話通訳を行う登録通訳者の選考試験を実施します。登録後は、派遣申請に基づき手話通訳業務を依頼します。



- ▶**日時** 3月8日(日)午前9時30分～正午(予定)
- ▶**場所** 総合福祉会館「やすらぎの里」
- ▶**受験資格** 令和2年4月1日現在、満20歳以上の方(学生を除く)
- ▶**試験内容など**

試験方法	内容	
筆記	①行田市の福祉に関する知識 ②聴覚障害者に関する知識 ③障害者福祉に関する知識 ④手話通訳に関する知識	
聞き取り	手話表現	2問
読み取り	口述	2問

- ▶**申し込み** 2月3日(月)から福祉課および行田市社会福祉協議会で配布する所定の申込用紙に必要な事項を記入し、選考試験実施要領を参照の上、2月28日(金)(必着)までに提出してください。
※選考試験実施要領と申込書の配布は、土・日曜日、祝日などを除きます。
- ▶**問い合わせ** 福祉課障害福祉担当(内線266)または同協議会 ☎557-5400

2月は省エネルギー月間です

私たちの豊かな暮らしは、エネルギーの消費によって成り立っています。日常生活に欠かすことのできない電気、ガス、水道はもちろん、現代社会の土台になっている運輸、通信などもすべてエネルギーを利用していますが、エネルギーの大量消費は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加につながります。特に、冬の期間は暖房などによるエネルギーの消費量が増えることから、国では毎年2月を「省エネルギー月間」と定め、省エネルギーの推進を呼び掛けています。

このまちで暮らす私たちも、毎日の生活を少しでも見直して、みんなで「行田エコタウン」をつくっていきましょう。

今日からできる冬の省エネ行動

- ・重ね着をして、暖房の温度を下げたり、利用時間を減らしたりしましょう。
- ・使わない家電製品は、コンセントからプラグを抜くか主電源を切りましょう。
- ・部屋を出るときは、明かりを消しましょう。
- ・風呂は冷めないうちに、家族で続けて入りましょう。
- ・シャワーは流しっぱなしにしないで、こまめに止めましょう。
- ▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556-9530

屋敷林・社寺林を大切にしましょう

市では、森づくりをはじめ、緑化推進に努めています。まちの緑は、そこに住む人々に安らぎや潤いを与え、良好な環境の維持形成に大きな役割を果たしています。

以前は、ケヤキなどを防風林として屋敷内に植えた家がありましたが、今では数少なくなってしまいました。この屋敷林や神社・寺院の社寺林を保全できるように、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ▶**問い合わせ** 都市計画課公園担当(内線5604)

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第4期納期限 3月2日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

- ▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303